

社会保障と法：社会保障判例研究

遺族厚生年金に関する教示の誤りと国家賠償請求

（東京地裁平成28年9月30日判決
平成26年（ワ）10943号，損害賠償請求事件
判例時報2328号77頁）

川久保 寛*

Ⅰ 事実の概要

X（原告）は複数回にわたって社会保険事務所ないし年金事務所に遺族厚生年金の相談ないし申請に訪れた者であり，Y（被告）は国である。Xは昭和39年にAと婚姻をして2人に子どもを授かったが離婚し，Aは昭和62年に死亡している。

昭和58年，XはAの債権者から逃れるために離婚した。一方で，Xは毎日のようにAの住居を訪問して看病を行い，Aの年金とXの給料で生活費・医療費などを賄っていた。昭和62年8月にAは死亡し，XがAの同居者として届出をした。

平成4年6月，Xは長男とともに品川社会保険事務所を訪問し，60歳からの年金受給について質問した。あわせてAとの離婚について説明したうえで，生活が苦しいこと・形だけ離婚したこと・看病していたこと・医療費などを負担したこと・看取ったこと・結婚生活が20年に及ぶことを説明した。職員は離婚により遺族厚生年金をもらえないと回答したのみで，受給可能性について説明しなかった。なお，Aの死亡直後の昭和62年8月，平成2年5月，平成8年8月にも品川社会保険事務所を訪問し同様のやり取りを交わしていたが，遺族厚生年金の受給には至っていない。

平成11年10月，Xは長男とともに練馬社会保険事務所を訪問して上記と同様に説明したものの，職員はもらえないと回答し受給可能性についても

説明しなかった。

平成22年8月，X長男は練馬区役所の年金相談でXの状況を相談した。担当した社会保険労務士は，離婚していても同居していた証拠を集めれば遺族厚生年金を受給できる可能性があるとは回答した。そこでX長男は大田年金事務所を訪問したところ，職員から事実上の婚姻関係にある場合，遺族年金を受給できる可能性があるとの説明を受けた。

平成22年10月，XはAについての遺族厚生年金を請求した。厚生労働大臣は同年11月付で遺族厚生年金支給の裁定（受給権取得は昭和62年8月。平成17年7月分以前の年金は消滅時効が完成しているとして支払わない。）を行った。

Xは，複数の社会保険事務所の職員による誤った回答によって年金給付の請求ができず，のちに遺族厚生年金の支給裁定を受けたものの，年金の一部が消滅時効によって支給されず損害を被ったとして，国家賠償法1条1項にもとづき受給できなかった年金総額約2113万円および遅延損害金の支払いを求める訴えを起こした。

Ⅱ 判旨 請求一部認容（約1433万円分の請求を認める）

1 年金制度と教示義務について

「…社会保険事務所等で行われている年金相談は，被保険者の権利行使の要件となるものでも，

* 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部 専任講師

被保険者の権利の内容に影響を与えるものでもなく、また、相談時に確認すべき内容が法令上定められているものでもない。

もっとも、年金制度については、厚年法、国民年金法その他の関係法令に年金の支給要件、受給に必要な手続、受給額等の様々な事項が定められているが、その制度は複雑で一般人がこれを正確に理解することは困難なものであるから、社会保険事務所等で行われている年金相談は、被保険者の権利行使を容易にするための情報を提供する行政サービスとして、その役割は重要である。

これを踏まえると、年金についての相談を受けた社会保険事務所の相談担当職員は、年金相談の回答に当たって、関係法令、関係通知、被保険者の記録のほか、相談から聴取した情報に基づき、相談内容に応じた適切な説明をする必要があるというべきであり、少なくとも、相談者に対し、相談時点で聴取した情報に基づき、誤った説明や回答をしてはならないという職務上の法的義務を負うと解するのが相当である。」

2 XおよびX長男による説明内容と職員の教示

（遅くとも平成4年6月の相談においてXおよびX長男が説明した内容からすると）

「生計維持要件を充足することがありうると直ちに考えることができたか否かは不明であるが、配偶者要件充足の可能性を認識すべき状況にあった以上、もしそれに加えて配偶者としての生計同一要件が認められる可能性があるならば、XがAの遺族厚生年金を受給できる可能性がないわけではないと考えることも容易なことであったといえる。」

「実際…Xが平成22年10月15日に遺族厚生年金の支給を請求したところ、厚生労働大臣は支給要件を充足するとして遺族厚生年金を支給する旨裁定している…平成4年6月15日の年金相談時においても、配偶者要件充足の可能性を前提に、住所が住民票上同一であったか、同一でなければそれに止むを得ない事情があったかどうかなどについて本件担当職員が尋ねたとするならば、X及びX長男からは、生計維持要件（配偶者としての生計維

持要件）に何らかの関係のある事実関係について説明があった可能性がある。」

「このような事情の下では、平成4年6月15日の年金相談を担当した本件担当職員はXおよびX長男からの説明内容を踏まえ、配偶者要件充足の可能性を認識した上で、XがAの死亡時に離婚していた場合、原則としてAの遺族厚生年金を受給することはできないが、もし、配偶者要件及び生計維持要件を充足する事実関係が認められたとするならば、XがAの遺族厚生年金を受給することができ的可能性もある旨説明すべきであったというべきである。しかし、本件担当職員は、このような説明をすることなく、また、配偶者要件や生計維持要件の充足に関する事情を聴取することもないまま、死亡時に離婚していたので遺族厚生年金はもらえない、遺族厚生年金を受け取る方法はない旨誤った説明、回答を断定的にしたものといえ、これは、職務上の法的義務に違反する国家賠償法1条1項の違法な行為に該当すると解するのが相当である。」

3 損害額について

「…Xが、平成4年6月15日の年金相談の後、速やかに遺族厚生年金の支給を請求すれば…平成22年の裁定では消滅時効が完成したために支給されなかった昭和62年9月分から平成17年7月分までの遺族厚生年金をも受給することができたと認めるのが相当であり、時効消滅した昭和62年9月分から平成17年7月分の合計額が…違法な行為と相当因果関係にある損害といえる。合計額は…1772万8515円と認められる。」

「Xは…平成8年9月分から平成17年7月分までX自身の老齢厚生年金合計338万8646円を受給していると認められる。しかし、これは、仮に平成4年6月頃に、Aにかかる遺族厚生年金支給の裁定が行われていれば受給することがなかったものであり、これを…控除した1433万9869円が、本件でXがYに請求することが可能な損害額であると認めるべきである。」

Ⅲ 検討 判旨・結論ともに賛成

1 はじめに

本件は、遺族厚生年金の受給をめぐる社会保障事務所職員による回答ないし説明（以下、「教示」という）に誤りがあったために請求が遅れ、消滅時効によって支払われなかった期間の給付相当額の国家賠償請求が認められた裁判例である。この裁判例を理解するにあたって、大きく2つの論点があると思われる。

1つは行政による教示の誤りとその責任である。これまでも、社会保障における教示は国民全体が関係する一方で制度が複雑であることなどから重要とされ、主に裁判例を通じて義務づけの法的根拠や教示の程度が検討されてきた¹⁾。しかし、教示や教示義務といった用語、裁判例の分類などに違いがあり、最高裁判例も存在せず、統一した見解があるわけではない²⁾。本件は、教示の誤りを職務上の注意義務違反としたうえで相当高額の賠償責任が認容された裁判例であり、これまでの学説および裁判例との関係を踏まえた検討をする必要がある。もう1つは年金における教示の誤りとその責任である。保険料の納付から給付までの期間が長期にわたる年金では、保険者である行政に対して被保険者は法的地位を有する³⁾。本件では被保険者は亡くなった元夫Aであり、Xは遺族厚生年金の受給権者にすぎないが、むろん裁定を請求する立場にある。また年金における教示をめぐる裁判例には一定の蓄積があり、検討しなければならない。

以下では、裁判例および学説を中心に検討し、これら2つの論点における本判決の評価を試みる。なお、本稿では公務員の発言について①対象を絞

らずに行われる情報の提供を「広報」、②市民に対する説明や問い合わせに対する回答を「教示」とし、主に②について検討する⁴⁾。

2 行政による広報・教示と国家賠償請求

本判決は、平成4年2月の社会保障事務所職員の教示の誤りを認定し、その誤りがなければ直後に年金の請求ができたと推認している。

そもそも、回答や説明といった教示それ自体は非権力的な事実行為であり、抗告訴訟では争いにくい。そこで適法性を担保しつつ教示を行わせるために、職員に法律上の義務があることから適法に教示をすべきとすることや、法律上義務づけられていない場合であっても解釈論上義務づけられることが論じられてきた〔宇賀（1997）p.147〕。こうした考え方の先例として挙げられる裁判例が永井訴訟と障害者の割引をめぐる裁判例である。

（1）永井訴訟と広報義務

永井訴訟は、児童扶養手当の受給をめぐる公務員の教示による請求の遅れが問題となった裁判例である。第一審（京都地判平成3年2月5日・判時1387号43頁）が憲法25条および社会保障の目的から（教示義務を含む）広報義務を法的義務と解して賠償請求を一部認めたことで著名である。第一審は、児童扶養手当が受給権者の請求がなければ認定されず給付されない認定給付主義を採っていることから行政庁による情報提供や相談が必要であり、憲法25条および児童扶養手当法を理由に「周知義務」という法的義務が課される、と判示した。一方、控訴審（大阪高判平成5年10月5日・判自124号50頁）は、広報・周知徹底を国の「責務」と認めつつも法的な義務ではないとして、賠償請求を認めなかった⁵⁾。

¹⁾ 近年の論考として大原（2016）、山下（2015）。

²⁾ 山下はこれまでの裁判例および学説を踏まえた類型化を試み、申請前・申請段階・受給権発生後の3段階に分けつつ、申請前と申請段階は区分しがたいことを指摘する〔山下（2015）p.239〕。

³⁾ 例えば、被保険者であることから資格の有無を問い合わせることができ、また年金機構から定期的に届く年金定期便によって保険料の納付状況や老齢年金の見込み受給額などを知ることができる（厚生年金法31条1項、31条の2）。

⁴⁾ 木下はドイツ法を参照して「広報」「助言」「教示」を論じる。それによれば、包括的かつ合目的に教えることが「助言」、他機関への案内などが「教示」であり、いずれも本稿にいう②である〔木下（2008）〕。

永井訴訟は行政庁ないし職員に対する相談がなく、また教示より広報が問題になった事案である〔大原（2016）p.119〕。むろん、広報が十分に行われていれば、受給権者による能動的な請求だけではなく、たとえ相談時に誤った教示を受けたとしても正しい行為を取ることも期待できる。しかし、広報義務が認められるか、さらに不十分であった場合に損害賠償が認められるかどうかは法律上の根拠規定がなければ難しいとも考えられ、評価が分かれた⁶⁾。また、永井訴訟控訴審が広報義務を認めなかったこと、むしろ実務上は広報よりも教示が権利行使に影響を及ぼすことから、広報義務と教示義務を分けた議論が始まった⁷⁾。

永井訴訟の後、介護者に対して国および県が支給する介護慰労金について国家賠償が認められた裁判例（名古屋高裁金沢支判平成17年7月13日・判タ1233号188頁）がある。そこでは介護慰労金の支給に必要な事前調査で不支給と見込まれた原告に対して受給手続きを教示しなかったことが問題となり、控訴審は手続きを行ったとしても介護慰労金をもらえたか明かでないとしつつ、受給手続きを教示しなかったことそれ自体を違法として賠償を命じた。そこでは、行政による支給手続きの教示は、手続的保障のために必要な措置を講じる「条理上の義務」であるとされている。この裁判例は、要綱にもとづく介護慰労金の支給手続きに行政手続法の適用はないとする一方で、法律上の根拠規定がなくても「条理上の義務」を指定して教示を義務づけた裁判例である。

このように、裁判例では、法律上の明文規定がない場合にも広報義務・教示義務を導いた裁判例があるものの、もっぱら広報ないし簡単な教示が問題となっており、また提供した情報の誤りよりも不存在が問題となっていた。学説では憲法25条や社会保障給付の目的から一定の情報提供義務を広報義務として認める見解があったが、それが個

別具体的な対象者への教示義務として認められるか、不十分なし不作为の場合に損害賠償が認められるか、争いがあった。さらに、行政と対象者との関わりの濃淡から、生活保護におけるケースワークなど長期的な関わりおよび情報のやりとりがある場合に情報提供に関する行政の裁量を統制しようとする視点が見られた〔木下（2008）p.32〕。

（2）社会保障における必要な情報と教示義務

そして、教示義務は身体障害者に関する交通費の割引をめぐる事案で再び問われることになった。この事案では身体障害者手帳を交付された際に介助者もJR利用時に割引を受けられることを教示されず、一定期間割引を受けないままであったことが問題となった。第一審が行政による教示義務違反を認定して国賠請求を認めたものの、控訴審で否定され、上告審で差戻しとなったことから注目された⁸⁾。

第一審（さいたま簡判平成19年9月28日・賃社1513号23頁）は、身体障害者福祉法の規定から行政による情報提供を公法上の義務としつつ、身体障害者が市町村と一定の関係に立った場合には信義則上不教示による損害賠償を認めうると判示し、手帳の交付時に介助者の割引について教示することが容易であったことから不教示による損害賠償を認めた。一方、控訴審（さいたま地判平成20年6月27日・賃社1513号28頁）は、割引それ自体はJRが実施することおよび身体障害者福祉法9条4項2号にいう情報の提供は援護に限られていることから、行政は情報提供義務を負わないとして損害賠償を認めなかった。そして、上告審（東京高判平成21年9月30日・判時2059号68頁）は同規定を「身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと」と解したとしたうえで、身体障害者の移動の自由が憲法13条の保障に含まれ、行動援護

⁵⁾ 批判的に検討する論考として木下（2008）。

⁶⁾ 西村は明文の根拠がなければ広報義務を認めたいとする〔西村（2003）p.110〕。一方、木下は憲法25条および市民の関与・参加の観点から一定程度認められる可能性を論じる〔木下（2008）〕。

⁷⁾ 山下は永井訴訟控訴審がその後の裁判例および学説に与えた影響を指摘する〔山下（2015）p.249〕。

⁸⁾ 上告審について太田（2010）、木下（2010a）ほか。

として障害福祉サービスにも含まれることから割引制度についての情報を提供する法的義務があったとして、さいたま地裁に差し戻した。

この裁判例には、身体障害者福祉法の解釈に問題がある、割引制度の趣旨から憲法13条を持ち出すまでもないといった指摘があるものの〔太田(2010) p.311。太田も結論には賛成する〕、法律上の諸規定を解釈して教示義務が認められること、さらに問題となった情報の位置づけから具体的に義務づけられることを明らかにしたと評価できる〔山下(2015) pp.249-250〕。このことは後に検討する裁判例すべての前提となっている。

(3) 小括

したがって、本判決が厚生年金法の具体的条文を挙げずに教示義務を法的義務としたことは直近の裁判例に沿ったものである。一方、厚生年金法には情報提供に関する条文があり、それらを挙げずに解釈上義務づけたことは本判決の特徴である。これは、広報や一方的な情報提供ではなく、対象者と情報のやり取りを行うことを前提に具体的な教示義務を示したことと関係する(判旨1)。すなわち、年金相談において遺族厚生年金を教示する義務がすぐ導かれるわけではなく、XおよびX長男による質問や説明によって遺族厚生年金の受給要件を充足する可能性が高まり、それを理解できる立場にある年金事務所職員に遺族厚生年金についての教示義務が発生することになる。このことは、法律上の規定の有無のみで教示義務の有無を判断できないことを明らかにしたことに加えて、行政と制度の対象者⁹⁾との関わり、とりわけ対象者による情報提供が必要十分になされた場合に、公務員により高度な教示義務が発生する可能性を持つ。その背景には、X側の法的状況に変化がなく、XおよびX長男が複数回にわたってほぼ

同じ内容を質問ないし説明していたと事実認定されたことを指摘できよう。

3 年金における教示の誤りと国家賠償

年金における教示の誤りを理由に国家賠償訴訟が行われた裁判例には一定の蓄積がある。そこでは広報を行わなかった場合は法的責任を問いが、教示を行わなかった場合は規定がなくとも条理にもとづいて法的責任を問うると理解されている¹⁰⁾。

また、年金では国民年金について市町村が相談窓口を設置していることから、相談窓口と給付を決定する機関が異なることがありえる。その場合、相談窓口における教示、とりわけ給付の可否についての教示はあくまで“予想”に過ぎず、権限を持つ行政の判断ではない。むしろ、このこと自体はこれまでに述べた裁判例の一部にも当てはまるが¹¹⁾、年金をめぐる事案では顕著であり、さらに不服審査等の手続保障の点でより重要である。

(1) 教示義務と手続き保障

典型的な事案は障害基礎年金の教示に誤りがあり、請求の遅れおよび裁定の遅れが問題となった裁判例である¹²⁾。第一審(東京地判平成20年4月18日・LEX文献番号25471491)は、原告の主張する相談および申請の不受理なる行政行為のいずれも事実認定できないとして賠償請求を棄却した。一方、控訴審(東京高判平成22年2月18日・判時211号12頁)は相談および誤った教示を事実認定したうえで、窓口における教示で年金の裁定を受ける機会を失わせてはならなかったにもかかわらず、町職員が障害者手帳のみを確認して誤った教示をしたために裁定が遅れたとして、憲法25条2項ならびに障害福祉および地方自治の理念から職務上

⁹⁾ 行政と関わりを持っている者、すなわち社会保障制度の受給権者だけではなく親族や代理人等を含むと考えられる。一方、本判決はあくまで教示義務にとどまるため、市民を対象者とすることはできない。

¹⁰⁾ 堀は「広報」、被保険者等への「情報提供」、個々の相談の際の「教示」に分ける。そして情報提供には規定があるものの、教示には直接かわる規定がないとする〔堀(2017) pp.126-127〕。

¹¹⁾ 管轄が異なる窓口で情報提供を受けた場合などが想定される。

¹²⁾ 年金は法律に定める要件を充足した場合であっても、請求を行わなければ給付を得ることができず、請求および裁定は重要な法律行為である〔堀(2017) p.235〕。

の義務として課される教示義務に違反したことを理由に賠償を認めた。

この事案では医師の診断書などから当時の障害の状況が明らかになっており、障害基礎年金の受給要件を充たしていた。にもかかわらず町職員による誤った教示のために社会保険事務所での請求を行うことができなかったことは、手続保障の観点からも問題である。しかし、手続保障について的一般法である行政手続法に違反した場合の法的効果は通常行政処分の違法性の認定であり、損害賠償はあくまで付随的なものととどまる〔宇賀(2015) p.459〕。そのため、これまでの裁判例では国賠請求を通じて、もらえるはずであった金銭給付が求められてきた¹³⁾。

実際、この事案でも裁定が遅れて消滅時効にかかった約15年分の年金給付を求め、控訴審でその分すべてが認容されている。障害基礎年金と遺族厚生年金という違いはあるもの、この事案は①ある時点で法律関係が確定して給付要件を充たしていたこと、②裁定が遅れて消滅時効にかかった分すべてが認容されたことなど本件と類似する。そして、いずれにおいても事前に相談が存在し教示に誤りがあったことが認定されている。

(2) 相談の有無と法律関係の評価

そこでは相談時の法律関係が重要な要素となる。すなわち、当時すでに受給要件を充足しており、あとは実際に給付に至った相談ないし教示以前に相談があったという事実認定がなされれば、相当高い確度で誤った教示が認められ、もって国賠請求が認められる可能性があるからである。また、年金制度は社会保障制度においても複雑な制度であり、納付状況や支給額などの情報が保険者たる年金機構にのみ存在する¹⁴⁾点で、教示がより重要とされる〔堀(2017) p.126〕。実際、遺族年金や障害年金の受給要件の充足は判断が難しく、通

知によって周知が図られているものの、相談を受ける年金機構職員などであっても比較的誤りやすい事柄である。

実際、障害年金の受給要件を充たしていたにもかかわらず、誤った教示によって裁定が遅れたことが問題となった裁判例(東京地判平成24年9月27日・LEX文献番号25496527)がある。とはいえ当該事案では、再裁定によって年金受給基本権の発生日がずれて遡及した給付が増えたことおよびそれによって損害が慰謝され¹⁵⁾、かつ国賠請求の時効が経過していることから訴えは棄却された。また、例外的に教示の内容そのものを争った裁判例(金沢地判平成23年4月22日・LEX文献番号25480881)もある。遺族厚生年金と児童扶養手当の併給が問題となった事案で、年額35,000円余りの遺族厚生年金の受給によって22カ月分の児童扶養手当87万円余りの返還請求を受けたために、原告は併給禁止規定の違憲性や返還請求の取消しなどとあわせて、社会保険事務所職員には児童扶養手当の支給が止まることを教示すべき義務があったと主張した。裁判所は、併給禁止規定が合憲であり制度上併給が禁止されることから、原告がより高額の金銭給付を得るために児童扶養手当を選択すべきと教示すべき義務はないと判示した。

(3) 小括

このように年金における教示の誤りをめぐる裁判例は、損賠賠償が認められなかった事案も相当数あるがその多くは事実認定されなかったためであり、教示義務そのものを否定する事案は例外的である。そして、訴訟になった事案が限られている可能性はあるが、遺族年金や障害年金といった相対的に少ない対象者が関わる年金給付で教示義務の「内容」が問われてきた。

すなわち、遺族厚生年金が問題となった本件は、受給要件が複雑で受給可能かどうか判断がづ

¹³⁾ 一方、前述の介護慰労金をめぐる裁判例は慰謝料のみ認めた裁判例である。

¹⁴⁾ 年金定期便は実際の納付とタイムラグがあり、あくまで見込みの情報に過ぎない。

¹⁵⁾ 当初の裁定は平成19年5月に行われ、同月から受給権(支分権)が発生するとされた。原告が平成14年9月および平成16年3月に誤った教示を受けたと主張したところ、平成20年5月に再裁定が行われ、平成14年9月から発生し、同年10月分から支給を受けた。

きにくい事案である。特に、遺族年金では家族間の法律関係だけではなく事実関係が問題となるところ、本件は事実上の婚姻関係にもとづいた配偶者要件および生計維持要件が問題となっており、それらは遺族年金の受給要件としては一般的なものである（判旨2）。したがって、遺族厚生年金の受給可能性を確認するためには、対応した職員は質問ややり取りを重ねる必要があり、それらは教示義務として具体的に果たすべき内容であった。本件ではXおよびX長男の説明が相当詳細であったものの遺族厚生年金の申請に至っていないため、職員による対応の誤りが教示義務違反として認められることとなった。

一方で、本件はおおよそ15年にわたって都合5回、複数の年金事務所を訪問したもののいずれにおいても適切な教示を受けることができず、結局、年金相談で社会保険労務士による教示を受けて初めて請求に至っている。このことをもって、年金事務所職員が適切に教示することが難しい実情にあったと評価することもありえよう。しかし、公務員が備えるべき知識および果たすべき教示義務の程度は実情によって判断されるわけではなく、要件充足の判断が難しい年金の給付類型だからこそ払うべき注意義務が高くなり、対象者とのやり取りが必要になるといえる¹⁶⁾。認定された事実からは遺族厚生年金の受給に至らなかった事情が職員による教示以外に読み取れず、職員の誤った教示こそが原因と考えられる。

直近でも、障害年金をめぐる教示義務違反が比較的に詳細な枠組みで認められた裁判例（前橋地判平成29年11月30日・LEX文献番号25549185）がある。そこでは、労災傷病年金の受給が確定した際に労基署職員から障害年金について教示を受け、平成18年3月に年金事務所を訪問した原告が30分にわたってやり取りを交わしたものの請求に至らず、平成24年12月になって請求したところ翌月からの障害年金が認められた。そこで平成18年4月分から平成24年12月分までの障害年金相当額を求

めて国賠請求をしたところ、裁判所は、相談内容を認めたとうえで手続きについて教示せず高圧的態度をとった当該職員の教示義務違反を認め、賠償を命じた。

一方で、この事案は本件と損害額の始点が異なることに注意が必要である。この事案は事後障害による年金給付であり、裁定では請求月の翌月からの支給が認められた。一方、裁判所は、昭和61年に事故で障害を負い平成15年にその障害によるけいれんで治療を受けていることから、平成18年4月時点でも申請が認められたと判示した。国賠訴訟では原因となった行政行為の取消は不可欠なものではなく、賠償によって損害が慰謝されればよいとされるため〔宇賀（2015）p.436〕、当該原告の選択による限りはこうした解決も認められよう。

4 本判決の位置づけ

本判決の意義は下記のようにまとめられる。第一に、個別法の具体的な規定を挙げずに、年金制度から教示義務を認めたことである。第二に、教示義務を具体化し、公務員が対象者とやり取りを交わすことを前提に事情聴取や情報提供といった具体的な行動が求められるとしたことである。これらはこれまでの裁判例および学説でも検討されており、妥当なものといえる。

第三に、（当てはめの部分ではあるものの）具体的な義務違反を導出するために、対象者とのやり取りの事実だけではなくその内容の認定がされたことである。これまでの裁判例でも職員の対応の事実や内容が争われてきたが、本件も同様である。教示義務違反を争う場合には、できるかぎり内容を立証しなければ具体的な教示義務を争い難い。とはいえ、やり取りの事実のみの認定にとどまったとしても、対象者の置かれた状況や窓口職員の持つ権限、果たすべき役割などから、教示義務違反を認める余地は否定できない¹⁷⁾。

第四に、教示義務違反による損害賠償は、もら

¹⁶⁾ 特別児童扶養手当をめぐる教示義務違反が争われた事案では、援助制度の有無を問うた5分程度のやり取りであっても、公務員が聴取をすれば手当受給に至った可能性があるとして損害賠償を認めた。大阪高判平成26年11月27日（判時2247号32頁）、大阪地判平成25年1月10日（LEX文献番号25545478）。

えるはずだった年金給付額を基礎に算定されたことである。行政手続法の適用如何にかかわらず手続違反では慰謝料相当の賠償もありうるどころ、年金における消滅時効の援用について実務および裁判例が確定しつつあるなかでは、被保険者ないし受給権者に給付相当額を与える解決法として支持できる。

最後に、本判決は地裁判決であるため射程が直接及ぶものではないが、妥当しうるほかの事例を挙げる。本件は、具体的な制度についての教示義務をめぐる裁判例であって、広報義務には妥当しない。また、給付決定を行う機関の職員の教示義務として検討されており、窓口の案内等の情報提供義務とは事情が異なる。一方で、具体的な教示義務を導出する判旨によれば、ほかの社会保障領域、とりわけ生活保護におけるケースワーカーによる指導・指示とも重なりうる部分があると考えられる¹⁸⁾。少なくとも、給付を支給するかどうかの判断が難しいために対象者の情報を相当程度得なければならず、やり取りを重ねなければならない領域では教示義務が認められ、かつやり取りの態様によっては具体的な教示義務が行政に求めら

れると思われる。

参考文献

- 宇賀克也（1997）『国家賠償法』有斐閣。
 ———（2015）『行政法概説Ⅱ 行政救済法〔第5版〕』有斐閣。
 太田匡彦（2010）「社会保障法判例」『季刊社会保障研究』Vol.46, No.3, pp.308-316。
 大原利夫（2016）「社会保障法における個別の情報提供義務について」『法学志林〔法政大学〕』113巻3号, pp.115-152。
 菊池馨実（2018）『社会保障法〔第2版〕』有斐閣。
 木下秀雄（2008）「社会保障法における行政の助言・教示義務」『賃金と社会保障』1457・1458号, pp.25-34。
 ———（2010a）「福祉行政の障害者割引制度の説明義務と損害賠償責任」『賃金と社会保障』1513号, pp.4-9。
 ———（2010b）「障害基礎年金と行政の注意義務」『賃金と社会保障』1524号, pp.34-38。
 堀勝 洋（2017）『年金保険法〔第4版〕』法律文化社。
 西村健一郎（2003）『社会保障法』有斐閣。
 山下慎一（2015）「社会保障法における情報提供義務に関する一考察」『福岡大学法学論叢』60巻2号, pp.235-263。

（かわくは・ひろし）

¹⁷⁾ 最近、年金事務所における年金相談では相談目的や項目を選択する受付票を用いており、それによって相談の事実やその内容はある程度証明できよう。推認を重ねた救済を論じる論考として木下（2010b）。

¹⁸⁾ もちろん生活保護では憲法25条との関係ならびに指導・指示の後につづく処分を争いいうることから、本判決の論理がそのまま妥当するわけではない。転居と保護費支給をめぐる近年の裁判例として、さいたま地判平成25年2月20日（LEX文献番号25445612）。